

秋田市食品ロス削減推進計画 (素案)

令和5年 月
秋田市

【表紙デザインでSDGsアイコン使用予定】

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 現状と課題	3
1 本市の概要	3
2 食品ロスの現状	8
3 食品ロスに関する市民意識の現状	16
4 課題	19
第3章 計画の目指すもの	20
1 基本理念と基本方針	20
2 各主体に期待される役割	20
3 目標	23
第4章 推進施策	25
1 施策の体系	25
2 推進施策	26
3 管理指標の現状と将来目標値	28
第5章 計画の進行管理	29
用語解説	30

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景・趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことです。我が国においては、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店舗や外食店が普及し、食品が簡単に手に入れられる環境にある一方、生産・製造・流通・販売・消費等の各段階において、売れ残りや食べ残し等の理由で食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

世界の現状に目を向けると、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約8億人にのぼり、これは世界人口の10人に1人の割合に相当します。

今後、地球規模では人口増加に伴い食糧危機が深刻化するとされる一方で、食料自給率（カロリーベース）が37%と先進国の中でも最低水準にある我が国では、食品を大量に輸入し、大量の食品を廃棄している状態にあります。

こうした食品ロス削減に向けた関心が国際的に高まる中、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のため2030アジェンダ」で掲げられている「SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）」では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧廃棄の半減」が国際目標として設定される等、その対策が国際的に重要な課題となっています。



図表1 SDGs

国においては、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年に議員立法による「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、同年10月に施行されました。

また、令和2年(2020)3月31日には、食品ロス削減推進の意義、基本的方向性等を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。

また、秋田県では、食品ロス削減推進法第12条に基づき「秋田県食品ロス削減推進計画」を令和4年(2022)3月に策定したところです。



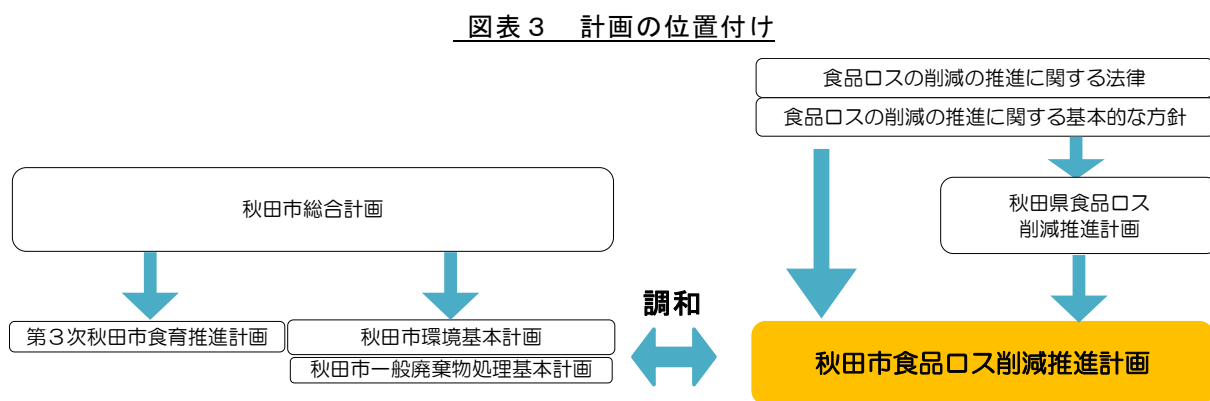
図表2 県計画

本市において、食品ロス削減施策については、これまでも、ごみの減量につながることから、生ごみ減量対策事業等をはじめ、様々な視点から取り組んできたところです。今後も食品ロス削減の取組をより一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、「秋田市食品ロス削減推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）」として位置付けます。

また、この計画は、同条第2項に基づき、「秋田市一般廃棄物処理基本計画」および「第3次秋田市食育推進計画」との調和を図ります。



3 計画の期間

計画期間は、終期を国や県の目標年度に合わせ、令和5年(2023)度から令和12年(2030)度までとします。

なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度改正、施策の実施状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

第2章 現状と課題

1 本市の概要

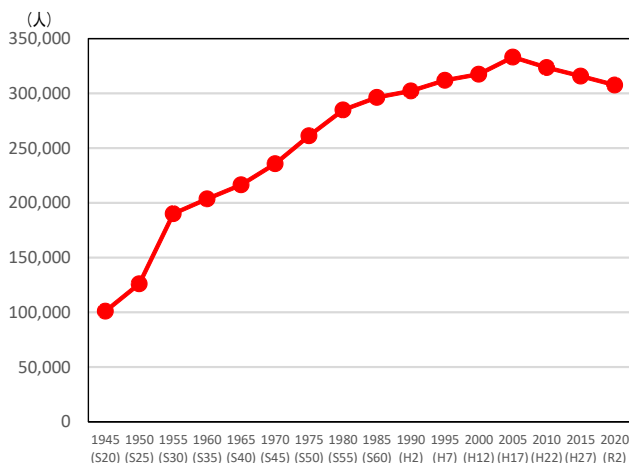
(1) 総論

ア 人口

本市の人口は、戦後一貫して増加を続けていましたが、平成15年(2003)には、減少に転じました。平成17年(2005)には、河辺町、雄和町と合併して一時的に33万人に達しましたが、その後も減少傾向は変わらず、令和4年9月現在で、約30万3千人^{*1}となっています。

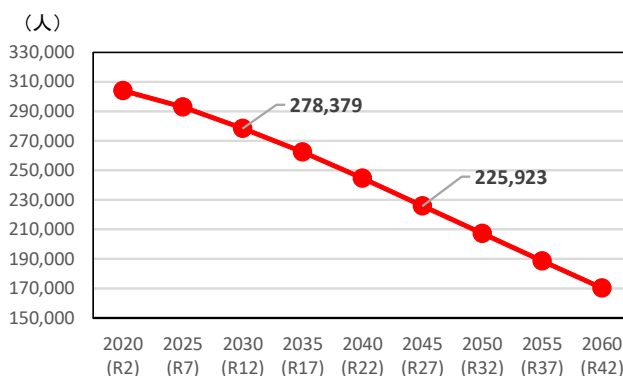
国立社会保障人口問題研究所によると、令和27年(2045)には、約22万6千人(平成27年(2015)から約28%減少)になると推計されています。

図表4 総人口の推移



(参照 14国勢調査人口・世帯等の推移(秋田市情報統計課))

図表5 将来人口の推移



(参照 秋田市人口ビジョン)

*1 秋田市人口世帯表(令和4年9月、秋田市情報統計課公表)。

イ 産業

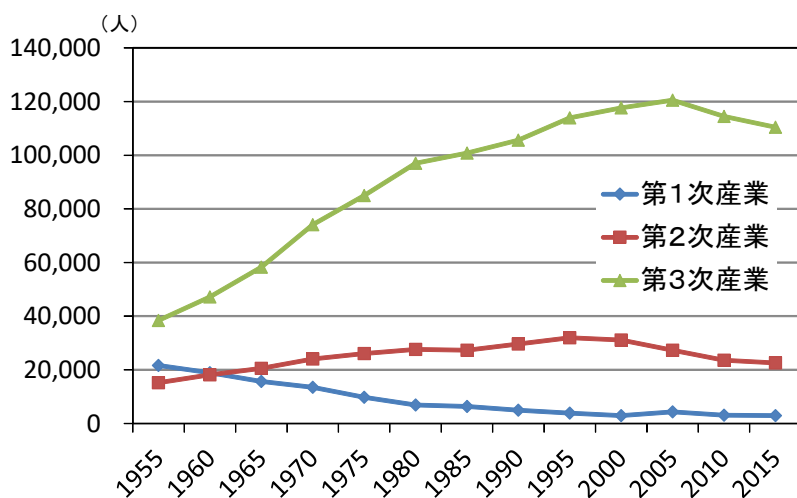
(7) 産業別人口の推移

本市の産業別の就業者数を見ると、第一次産業が一貫して減少している点、第三次産業が就業者数へ大きく影響することがわかります。

また、国・県・市での産業別就業者構成比を見ると、本県が全国に比較して第一次産業の従事者の割合が多いことがうかがえますが、それは本市には、あてはまらないことが示されています。

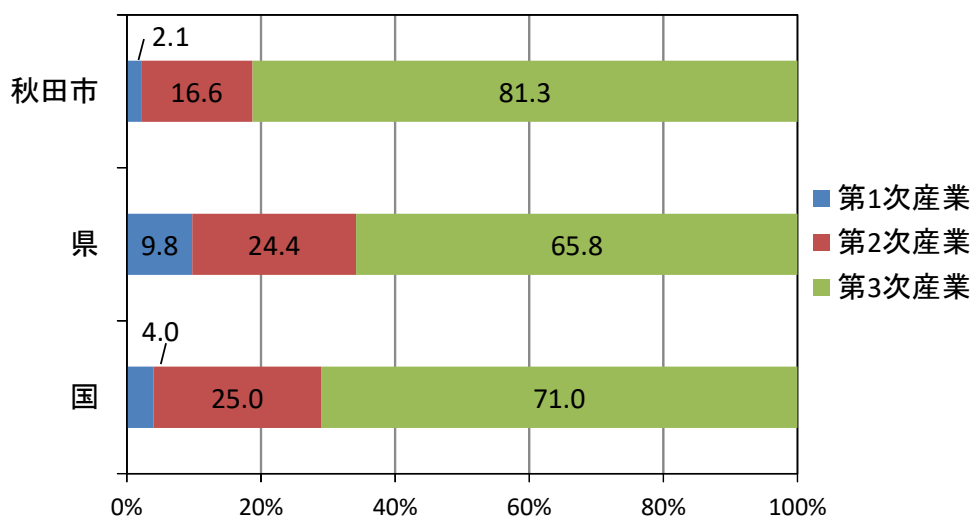
また、第三次産業の就業者の割合が国平均よりも多いことが、本市の特徴と言えます。

図表6 産業別就業者の推移



(参照 秋田市人口ビジョン)

図表7 産業別就業者構成比



(参照 秋田市人口ビジョン)

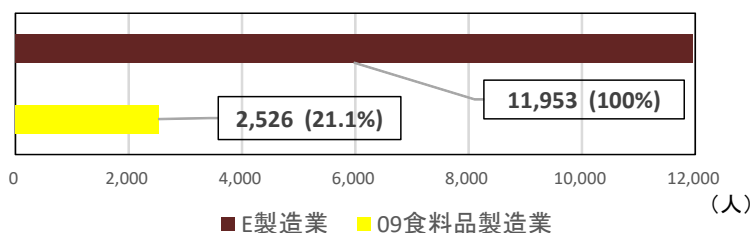
(イ) 本市における食品関連事業者の従業者数

「平成28年経済センサス活動調査」から本市の就業者に占める食品関連事業者の割合を分析した結果は、次のとおりとなりました。

本市の産業（小分類）別従業者数は、146,415人（全産業【S公務を除く】）となっています。

「E製造業」11,953人中、食料品製造業は2,526人となっています。

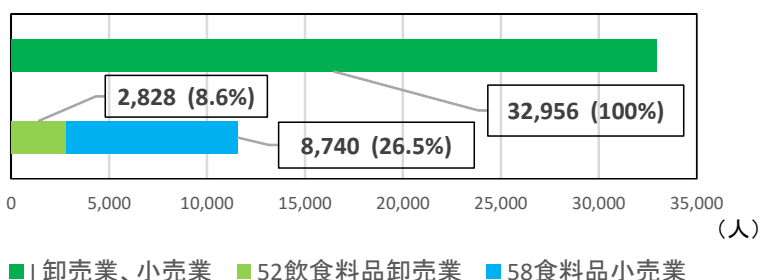
図表8 製造業に占める食料品製造業の状況



(参照 経済センサス)

「I卸売業、小売業」32,956人中、飲食料品卸売業は2,828人となっており、食料品小売業は8,740人となっています。

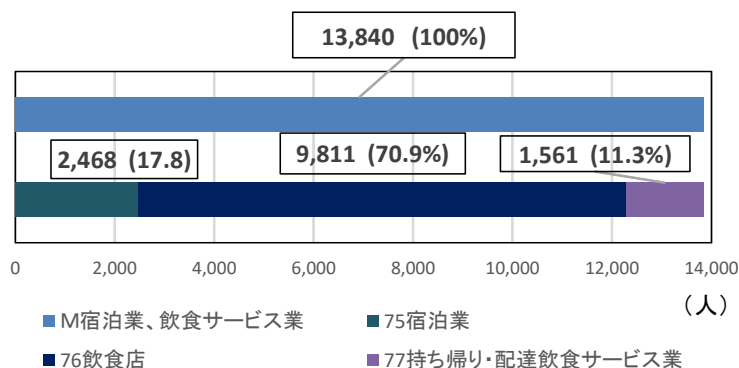
図表9 卸売業、小売業に占める飲食料品卸売業等の状況



(参照 経済センサス)

「M宿泊業、飲食サービス業」13,840人中、宿泊業は2,468人、飲食店は9,811人、持ち帰り・配達飲食サービス業は1,561人となっています。

図表10 宿泊業、飲食サービス業の状況



(参照 経済センサス)

(2) 一般廃棄物の現状

ア ごみ排出量（ごみの区分別）

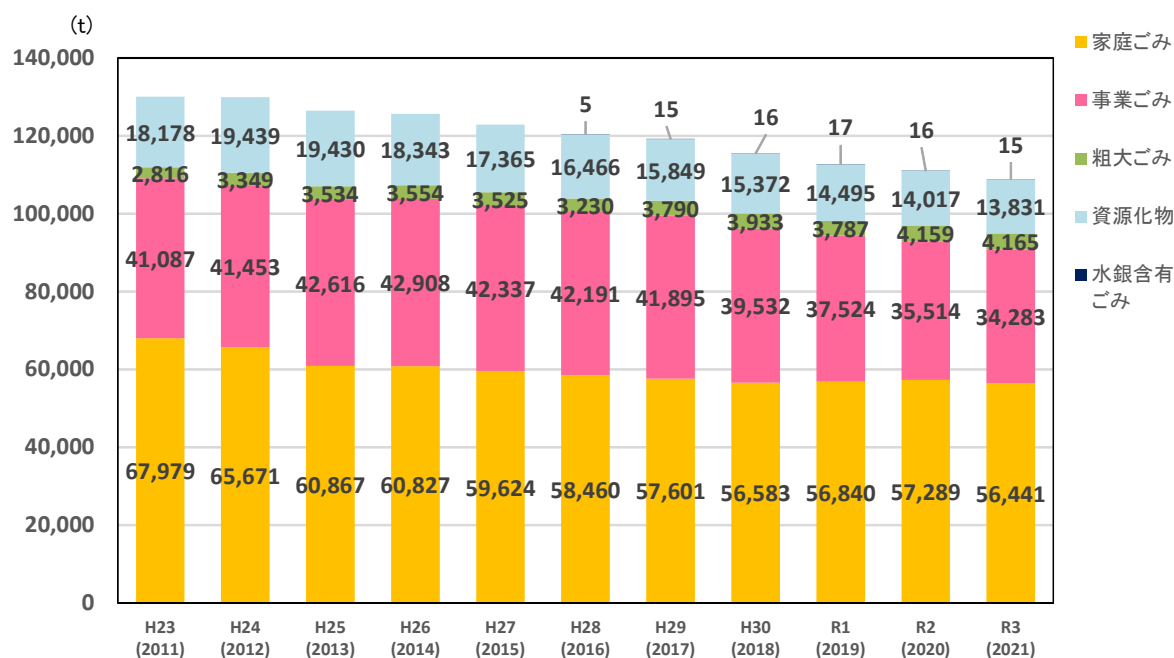
(7) ごみ排出量

平成24年(2012)7月から家庭ごみに係る処理手数料を徴収したことにより、家庭ごみは、減少しており、概ねその傾向を維持しています。

事業ごみについては、平成29年(2017)度から事業所から排出される民間のリサイクル施設が稼働したことにより、平成30年(2018)度以降大幅に減少しています。

粗大ごみは微増傾向で、資源化物は減少傾向となっています。

図表11 ごみ排出量（ごみの区分別）

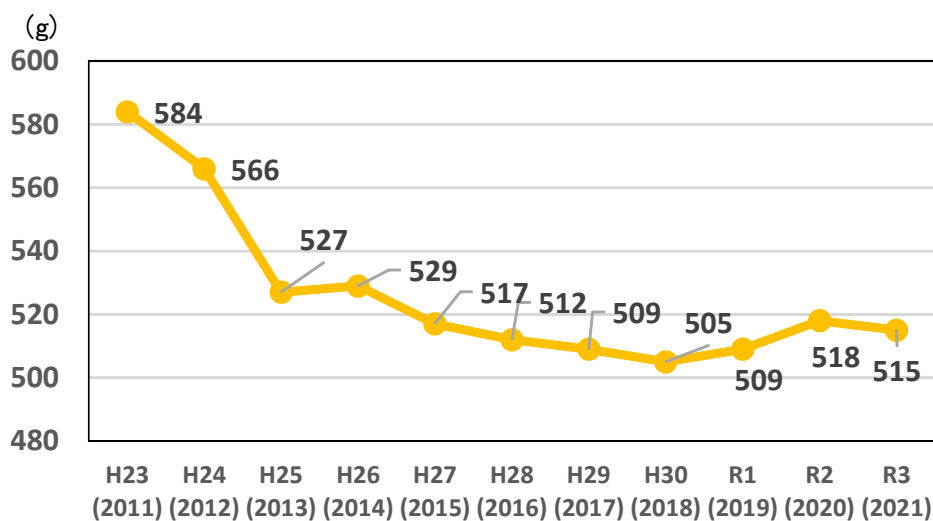


(参照 秋田市一般廃棄物処理基本基本計画、清掃事業概要)

(イ) 一人1日当たり排出量

家庭系ごみ（資源化物および水銀含有ごみを除く）の一人1日当たり排出量は、全体として減少傾向を維持しています。

図表12 家庭系ごみ一人1日当たり排出量

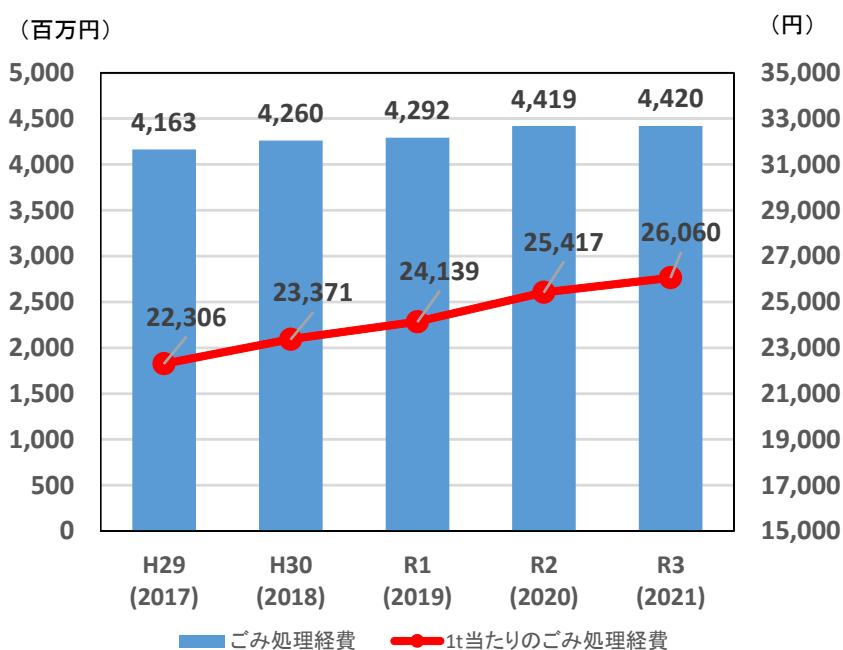


イ ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費は、処理されるごみ総量の減少により、燃料の使用量が確実に減っているものの、燃料単価および労務単価の上昇に伴う委託料の増により、増加傾向にあります。

1 t あたりのごみ処理経費については、令和3年(2021)度で約2万6千円となり、前年度に比べて上昇しています。

図表13 ごみ処理経費と1 t 当たりのごみ処理経費



(参照 秋田市一般廃棄物処理基本計画)

2 食品ロスの現状

(1) 国の現状

日本国内で、令和元年(2019)度に発生した食品ロスの発生量^{*2*3}は、約570万tと推計されています。

このうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は309万t、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は261万tとなっています。

事業系の業種別内訳は、多い順に食品製造業128万t、外食産業103万t、食品小売業64万t、食品卸売業14万tとなっています。

家庭系の内訳は、食べ残し117万t、直接廃棄107万t、過剰除去38万tとなっています。



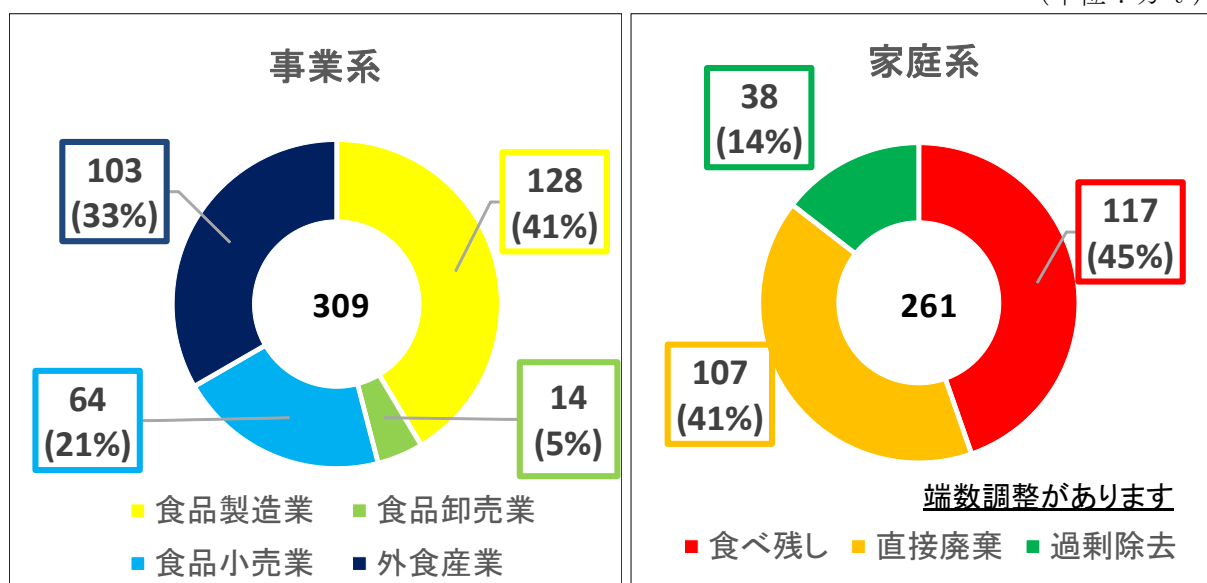
資料：総務省人口推計(2019年10月1日)
令和元年度食料需給表(確定値)

図表14

国民一人当たり食品ロス量

図表15 国の食品ロス発生量【令和元年(2019)度】

(単位：万t)



*2 令和3年(2021)11月30日発表、家庭系は環境省、事業系は、農林水産省が公表する。

*3 令和2年(2020)度実績は、522万t。事業系275万t、家庭系247万tと発表されている【令和4年(2022)6月9日報道発表資料】。内訳は事業系が、食品製造業121万t、食品卸売業13万t、食品小売業60万t、外食産業81万tとなっている。家庭系は、食べ残し105万t、直接廃棄109万t、過剰除去33万tとなっている。【全国おいしい食べきり運動ネットワーク令和4年(2022)8月29日「食べきり塾」公表資料】。

(2) 秋田県の現状

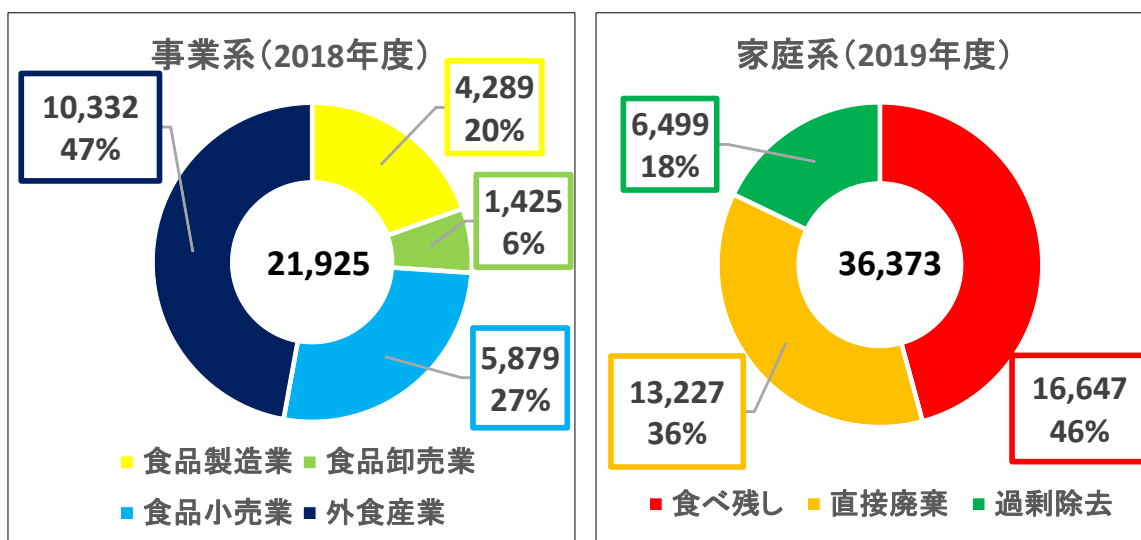
秋田県食品ロス削減推進計画^{*4}によると、食品関連事業者等から発生する事業系食品ロス量は21,925t(平成30年(2018)度)、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は36,373t(令和元年(2019)度)となっています。

事業系^{*5}の業種別内訳は、多い順に外食産業10,332t、食品小売業5,879t、食品製造業4,289t、食品卸売業1,425tとなっています。

家庭系の内訳は、食べ残し16,647t、直接廃棄13,227t、過剰除去6,499tとなっています。

図表16 県の食品ロス発生量

(単位：t)



*4 令和4年(2022)3月策定。秋田県生活環境部温暖化対策課。

*5 推計方法は、「食品ロス発生状況の推計について(家庭系、事業系)」【令和3年(2021)5月28日秋田県環境整備課】によると、国の公表値を按分推計することで求めており、食品製造業については、製造品出荷額等のデータをもとに、県の食品廃棄物等及び食品ロスの総量を推計したとされる。また、食品卸売業、食品小売業、外食産業については、事業系一般廃棄物量のデータをもとに、県の食品廃棄物等及び食品ロスの総量を推計したとされる。

(3) 秋田市の現状

ア 家庭系食品ロス

(7) 家庭ごみ組成調査

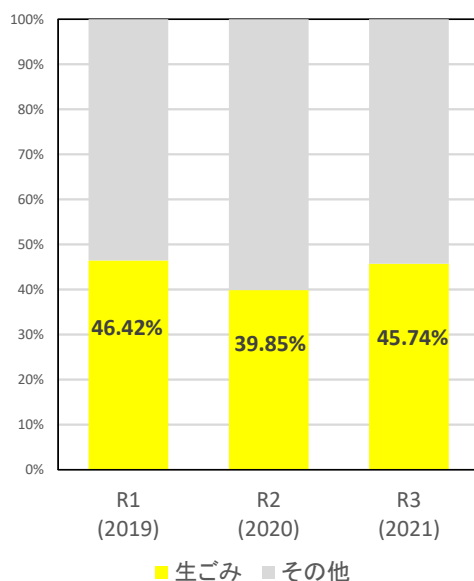
本市では、家庭ごみ排出の現状を把握し、家庭ごみ減量の方策とリサイクルの推進を検討する際の基礎資料とすることを目的として、平成19年(2007)度から「家庭ごみ組成調査」を実施しています。

実施当初は、2年ごとに調査を行ってききましたが、平成24年(2012)度以降は、毎年度実施しています。

この組成調査では、排出されたごみ袋を開封し、「生ごみ」、「プラスチック類」、「紙」等の16区分に分類し、ごみ組成の割合を調査しています。

令和3年(2021)度は、家庭ごみに占める「生ごみ」の割合が45.74%となりました(下図表17参照)。

図表17 家庭ごみに占める「生ごみ」の割合



(参照 家庭ごみ組成調査報告書)

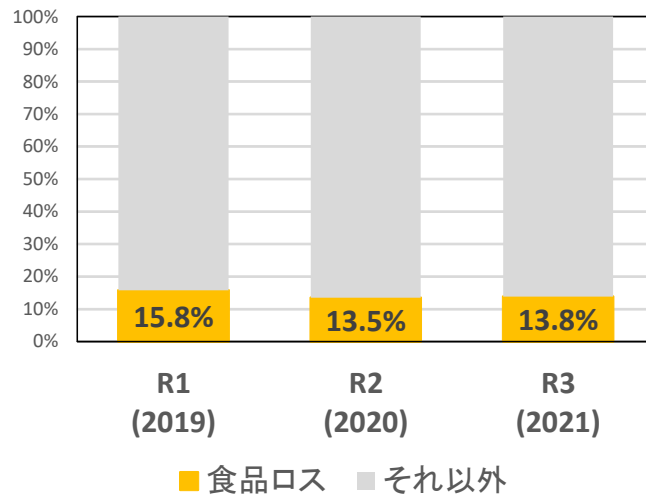
(4) 食品ロス実態調査

令和元年(2019)度から、上記組成調査で「生ごみ」として分別された試料を分析する「食品ロス実態調査」を実施しています。

この調査は、環境省の「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開封手順書」に従って実施しており、本市では、直接廃棄および食べ残しを食品ロスとし、その割合を調査しています。

令和3年(2021)度は、「家庭ごみ」に占める「食品ロス」の割合が13.8%となりました(図表18参照)。

図表18 「家庭ごみ」に占める「食品ロス」の割合

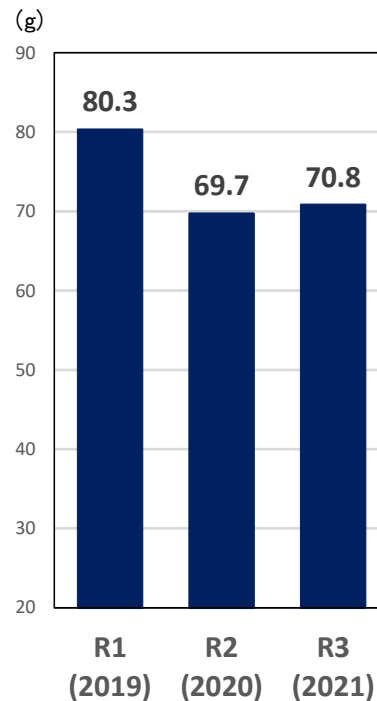
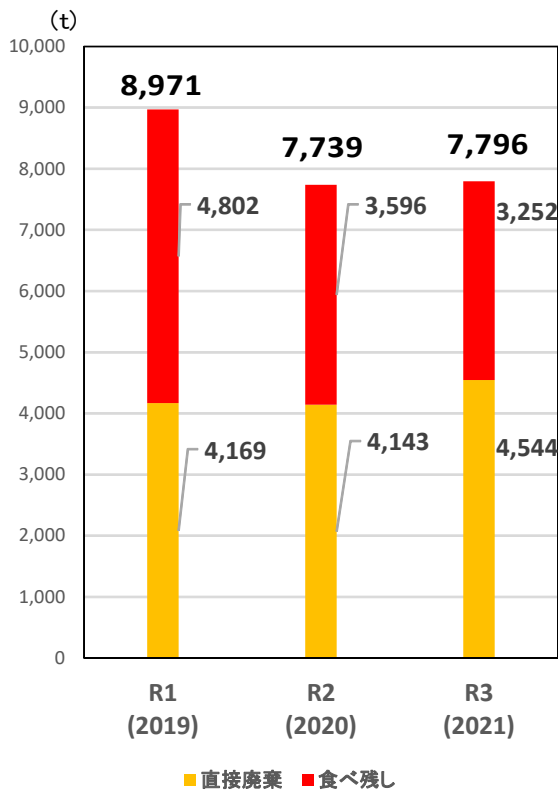


(参照 家庭ごみ組成調査報告書
秋田市食品ロス実態調査報告書)

以上のことから、令和3年(2021)度は、家庭系食品ロス発生量は7,796t(直接廃棄4,544t、食べ残し3,252t)となり、一人1日当たりでは、70.8gとなりました。

図表19 家庭系食品ロス発生量

図表20 一人1日当たり食品ロス発生量



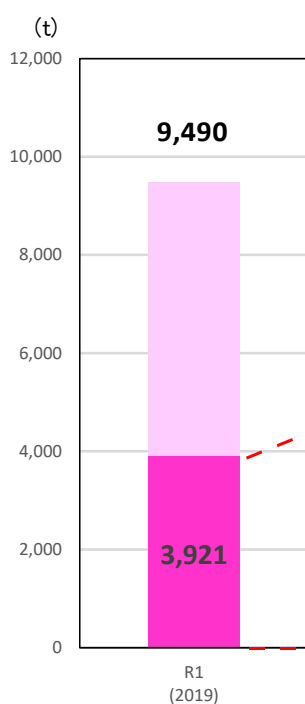
イ 事業系食品ロス

本市では、事業所から排出される食品ロスについて、実際に排出された実態に基づいた調査を実施していないことから、農林水産省が公表している事業系食品ロスの推計方法*6をもとに、推計しています。

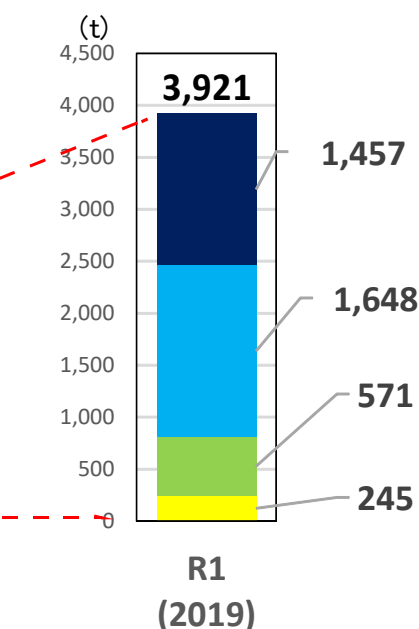
国の公表データをもとに推計できる最新年度である令和元年(2019)度の事業系食品ロス発生量は、3,921tとなりました。

内訳は、多い順に食品小売業1,648t、外食産業1,457t、食品卸売業571t、食品製造業245tとなっています。

図表21 事業系食品廃棄物発生量



図表22 事業系食品ロス発生量



■ 食品製造業 ■ 食品卸売業
■ 食品小売業 ■ 外食産業

*6 農林水産省では、食品循環資源の再生利用等に関する法律（平成12年法律第116号）第9条に基づき食品廃棄物等多量発生事業者から毎年定期報告を受けており、そのデータを元に、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から発生する食品廃棄物等の年間発生量を推計している。

また、令和2年(2020)度食品産業リサイクル状況等調査委託事業【令和3年(2021)3月公表】により、食品関連事業における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量を調査しており、食品廃棄物の可食部の割合を明らかにすることによって食品ロスの量を推計している。

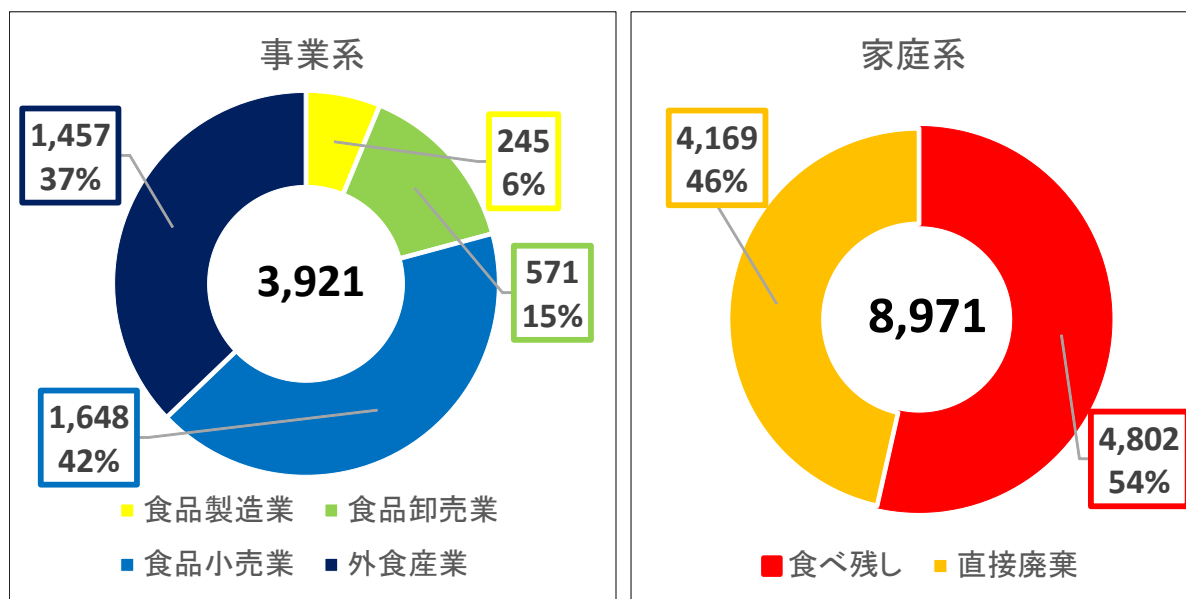
この結果（国への定期報告量や食品廃棄物等の年間発生量）の考え方を採用し、市内の食品関連事業者提出の定期報告を活用することで市内の事業系食品ロス発生量を試算することが可能となることから、本市では、この試算方法を採用する。

ウ 本市の食品ロス発生量

上記より、本市の食品ロス発生量【令和元年(2019)度】は、事業系3,921t、家庭系8,971tの合計12,892tとなりました。

図表23 市の食品ロス発生量【令和元年(2019)度】

(単位：t)



(4) これまで本市で実施してきた主な食品ロス削減施策

○ 「もったいないアクション」【平成26年(2014)3月から】

食べ物を大切にせず、おいしく食べきることを啓発する「もったいないアクション」を平成26年(2014)3月から実施しており、秋田市版「3010運動」である「食う～べえタイム」(下図表24参照)の啓発を平成26年(2014)度から開始しました。

また、食べきり啓発を進めるため、啓発ポスターやPOPの掲示等、食べ残しを減らすための取組に協力している事業者(飲食店、宴会場)を「もったいないアクション協力店」(下図表25参照)として登録する制度を平成28年(2016)度に開始しました。

【令和4年(2022)4月現在登録店100店】



図表24 食う～べえタイム卓上POP



図表25 もったいないアクション協力店

○ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加【平成28年(2016)10月】

おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動の趣旨に賛同する地方公共団体により食品ロスを削減することを目的として発足しており、本市は平成28年(2016)10月に参加しています。

○ 家庭ごみ食品ロス実態調査(令和元年(2019)度から)

令和元年度から、食品ロスを減らすための、より効果的な施策を検討するため、家庭ごみに含まれる食品ロスの実態を把握する調査(季節ごとに原則年4回)を実施しています。

○ 食品ロス削減に向けた啓発キャンペーン、啓発資料の作成

【キャンペーン】

平成27年(2015)度に作成した「食べきりアイデアレシピ集」(下図表26参照)の例を参考に、専門家を交えながら食材を使い切るためのヒントを啓発する「食べきりアイデアカフェ」を平成28年(2016)度から実施しています。

食品ロス削減月間である10月に、令和2年(2020)度はイベント(下図表27参照)を開催しており、令和3年(2021)度は小売事業者等と連携したキャンペーン(右図表28参照)を実施しています。



図表27 令和2年度イベント



図表28 令和3年度キャンペーン

図表26 食べきりアイデアレシピ集(初代)

【啓発資料等】

食材の使いきり方法等を掲載した「非常食も残り野菜も使いきりレシピ集」(下図表29参照)を作成しています。

また、冷蔵庫の収納を見直し、食材管理を助ける「まずは、冷蔵庫からもったいないを見直そうBOOK」(下図表30参照)を作成しています。

令和2年(2020)度は、国のモデル事業を活用し「まるごと食べきり野菜活用ハンドブック」(下図表31参照)やレシピの動画を制作したほか、日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」の記入がどの程度家庭の食品ロスの削減につながるか調査するモニター事業を実施しています。

また、事業者向けに「食品関連事業者の食品ロス削減再生利用促進のためのガイドラインおよび参考事例集」(下図表32参照)を作成しています。

これらの啓発資料等は、キャンペーン等で市民に配付しているほか、ホームページで公開しています。



図表29



図表30



図表31



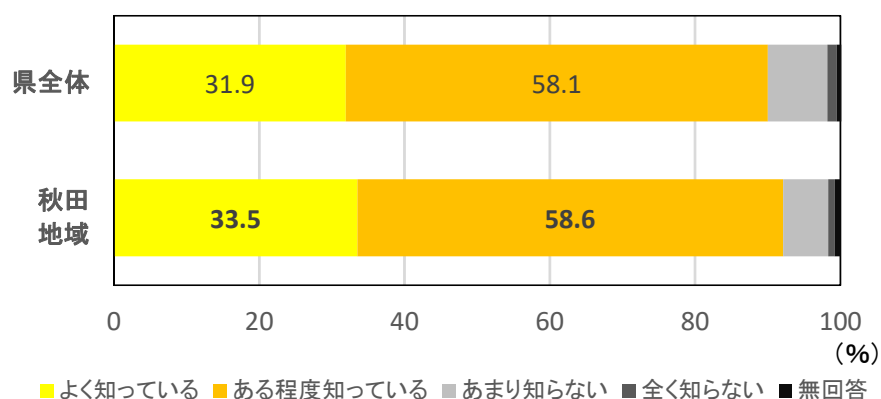
図表32

3 食品ロスに関する市民意識の現状

秋田県では、令和3年(2021)度に食品ロスに関する意識や行動等の実態を把握することを目的に意識調査^{*7}を実施しました。

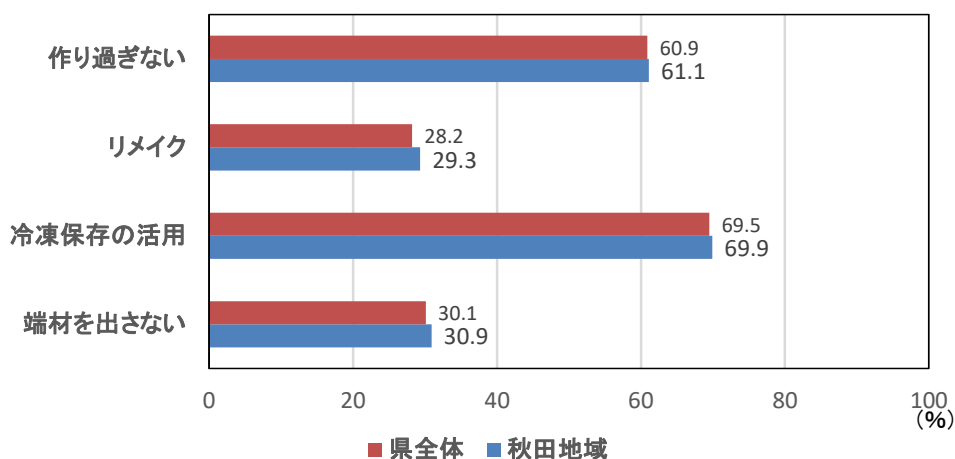
その結果から、本市が大部分を占める「秋田地域」の分を抽出することにより、秋田地域の食品ロスに対する意識の現状を分析したところ、次のとおりとなりました。

図表33 抜粋1 あなたは、食品ロス（食品廃棄物）が社会的問題となっていることを知っていますか。（県設問2-1）



秋田地域では、92.1%が食品ロスが社会的問題となっていることを認識しており、県の90.0%を上回り、問題意識を持っていることがわかります。

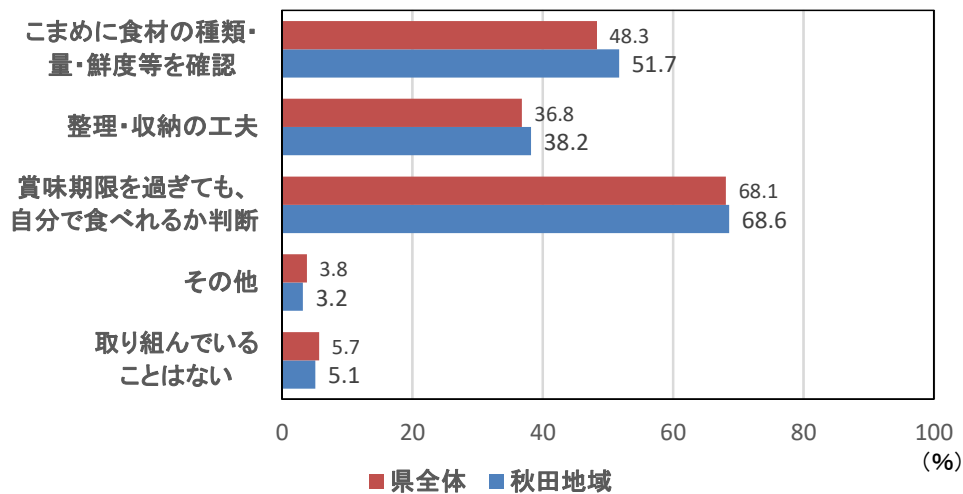
図表34 抜粋2 あなたは、料理を作る時や保存するとき、食品ロスを削減するために気をつけていることや工夫していることはありますか。（県設問3-1）



*7 食品ロスに関する県民意識調査報告書（令和3年(2021)10月秋田県生活環境部）。調査期間は、令和3年(2021)7月3日～23日。標本数3,000、調査票回収1,652。

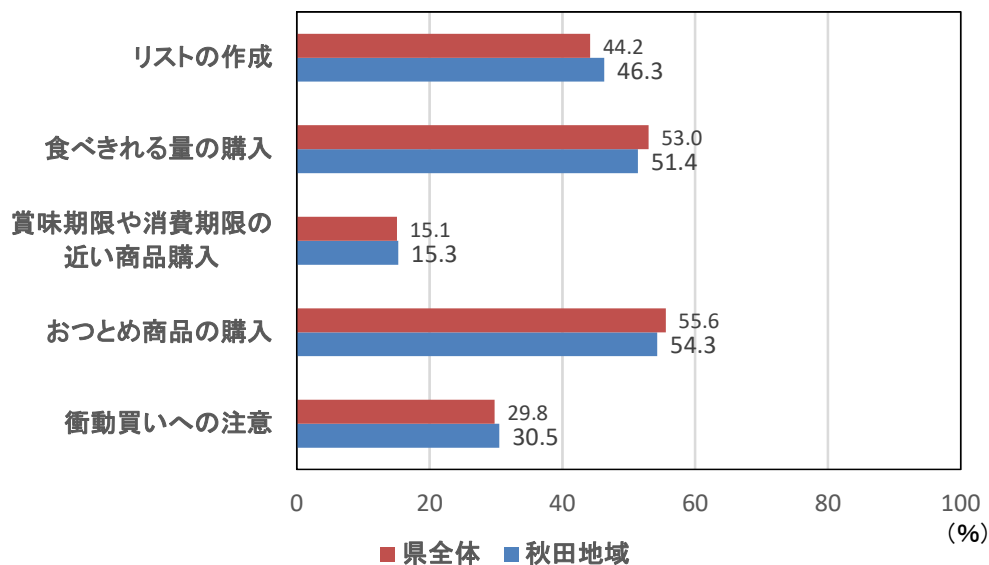
県全体の調査結果と、秋田市の傾向を比較して分析するため、分割して抽出が可能である「秋田地域」（秋田市、男鹿市、五城目町、八郎潟町、潟上市、井川町、大潟村で構成）の結果（標本数1,182【秋田市は79%を占める】、調査票回収659）について県から情報提供の協力を得て、本計画で掲載する。

図表35 抜粋3 あなたは、食品ロスを削減するために冷蔵庫内の食品の管理で気をつけていることはありますか。(県設問3-3)



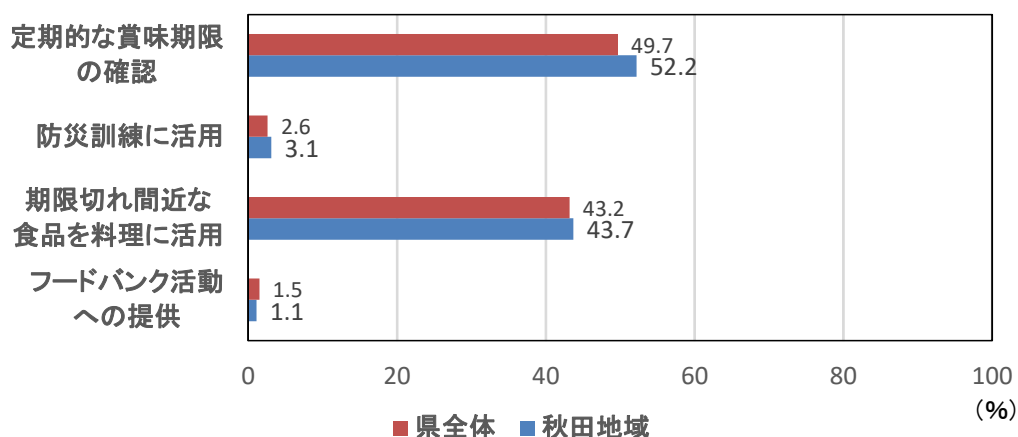
料理を作るとき、保存するとき、また冷蔵庫内の食品の管理においても、秋田地域では、県全体よりわずかに取り組んでいる割合が上回っていることがわかります。

図表36 抜粋4 あなたは、買い物をするとき、食品ロスを削減するために心がけていることや行っていることはありますか。(県設問4-3)



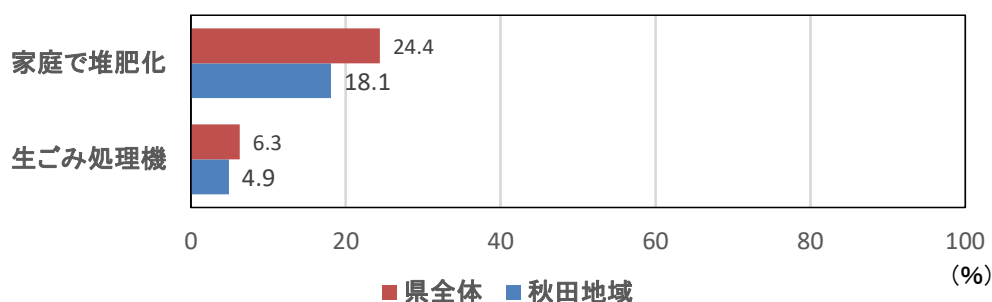
買い物をする際にも、食品ロス削減に向け高い意識を持って行動が実践されていることがわかります。ただし、賞味期限や消費期限の近い商品を購入することについては、15%にとどまり、現状ではこの取組が進んでいないことがわかります。

図表37 抜粋5 あなたは、長期間にわたって保管している備蓄食品を無駄にしないために
行っていることはありますか。(県設問6-1)



長期間保管している備蓄食品を無駄にしないための取組については、定期的な確認や、料理に活用していることがわかりますが、フードバンク活動への提供を実践している割合は、他の項目に比較して、かなり低いことがわかります。

図表38 抜粋6 あなたは、食べ残したのについて有効利用等する取組を行ってれば
教えてください。(県設問8-1)^{*8}



やむをえず発生してしまった食品廃棄物について、県全体では、家庭で堆肥化したり、生ごみ処理機を活用した有効利用が進んでいることがわかります。都市化が進んでいる秋田地域では制約があるという事情がありますが、まだ取り組みできる余地はあると考えます。

*8 県調査結果図表では、全回答(1,652)があったもののうち、無回答(799)を除外した853回答からの割合により結果が表示(「家庭で堆肥化」47.2%、「生ごみ処理機」12.2%、「その他」40.6%)されている。

本図表では、全回答からの割合で整理した。(「家庭で堆肥化」24.4%、「生ごみ処理機」6.3%)
秋田地域は、全回答(659)のうち無回答を除外した全回答からの割合は、「家庭で堆肥化」18.1%、「生ごみ処理機」4.9%、「その他」25.0%となる。

4 課題

本市の家庭系食品ロスの量は、減少傾向にあると評価できますが、まだまだ排出量の観点から見ると、削減の余地があることが分かります。

また、県民意識調査の結果から、食品ロスに対する認知は高いと言えますが、それを実際の取組につなげる実践の場面において、改善すべき項目があるものと考えます。

事業系の食品ロスについても、今回初めて推計結果を算出したものですが、関係者が意識をもって取り組むことによって、今後削減を進めることができると考えています。

こうした削減を進めていくためには、市民一人ひとり、事業者それぞれ等、すべての本市にかかわる当事者が、この課題を、これまで以上に「他人事」ではなく「我が事」ととらえ、行動に移していくことが必要です。

図表39 令和3年(2021)11月に本市が実施した食品ロス実態調査の際に確認した手付かずで廃棄されていた食品



第3章 計画の目指すもの

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本市において、市民・事業者・市が協働し、食品ロス削減につながる取組を進め、環境負荷の少ない持続可能な秋田市をめざすため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

人にも 地球にも やさしい あきた
～全員参加で減らそう食品ロス～

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けた基本方針を次のとおりとします。

① 食品ロス発生抑制のための普及啓発

食品ロス削減の啓発や情報発信のほか、実態調査による現状把握につとめます。

② 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

食品関連事業者における取組等を推進するほか各主体との連携による推進体制を整備します。

③ 食品廃棄物の資源循環の推進

食品廃棄物の堆肥化・バイオガス化による資源循環を推進します。

2 各主体に期待される役割

基本方針に基づき、各主体が、食品ロス削減に向けた具体的な行動の実践が求められますが、その場合の各主体に期待される役割は、次のとおりとします。

(1) 市民の役割

ア 食品ロス削減の重要性を理解し、生活の中で排出している食品ロスについて把握し、「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」を減らすため、食品を購入する際や、保存方法や調理方法の工夫、ローリングストック法の活用等により食品ロス削減の取組を実践します。

イ 食品ロス削減に向けて事業者が実施している取組を理解・実践（例：商品のでまえどり、宴会時の食べきり運動など）し、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を利用するなど、優良な事業者の取組を支援します。

ウ フードドライブ等を通じて、支援を必要とする方に食品を寄附する等、

未利用食品の有効活用を進めます。

エ やむをえず発生してしまう食品廃棄物については、電気式生ごみ処理機の活用や、生ごみの「水切り」等により、発生量の減量に努めるほか、コンポスターなどを活用した堆肥化等の資源化による有効活用にも取り組みます。

(2) 事業者の役割

事業者に通の役割

- ア 食品ロス削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。
- イ 自らの事業活動に関して発生させている食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践・公表します。
- ウ 市や団体が実施する施策・啓発事業等へ積極的に協力します。
- エ やむをえず発生してしまった食品廃棄物については、堆肥化やバイオガス化等により資源としての活用を推進します。
- オ 未利用食品等を有効活用するフードバンク活動を理解し、フードバンク活動について支援を実践します。

業種毎に求められる主な役割

ア 農林漁業者

(ア) 規格外や未利用の農林水産物の有効活用に進めます。

イ 食品製造業者

(イ) 原料の無駄のない利用や製造工程・出荷工程における適正管理、端材等これまで廃棄されてきた食材の活用検討等により食品ロスの削減につなげます。

(イ) 製造方法の見直しや包装の工夫等により、賞味期限の延長化や、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組みます。

ウ 食品卸売・小売業者

(ウ) 食品流通段階での商品破損の防止や需要予測向上により、余剰在庫削減や適正発注納品の推進を図ります。

(ウ) 食品製造業者と連携し、納期期限（3分の1ルール）等の商慣習の見直しに積極的に取り組みます。

(ウ) 小分け販売や少量販売など消費者が購入量を選択できるようにするほか、期限の迫った食品の値引きや季節商品の予約等販売の工夫に取り組みます。

エ 外食業

- (ア) 宴会等の最初の30分間と最後の10分間を食事に集中するアクションの呼びかけを行うなど、食べ切りを実践できるよう工夫します。
- (イ) 消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニュー)の導入を進めます。
- (ウ) 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行うことを検討します。

(3) 市の役割

- ア 市民や事業者等に向けて食品ロスに関する啓発等の事業を実施し、機運の醸成を図ります。
- イ 市民・事業者・団体等と連携し、食品ロス削減に幅広く取り組みます。
- ウ やむをえず発生してしまった食品廃棄物が、堆肥化やバイオガス化等により資源化されるよう取り組みを進めます。
- エ 災害用備蓄食料の有効活用に努めます。

3 目標

基本理念の実現に向け、食品ロスを減らしていくため、市民・事業者・市が期待された役割を日々実践し目指す目標は、次のとおりとします。

(1) 家庭系食品ロス

ア 国の目標設定と分析および県の目標設定

国の令和12年(2030)度までの家庭系食品ロス目標は、平成12年(2000)度の実績である433万t比で半減させる、216万tになっています。

216万tを達成するためには、人口推計をもとに分析すると、国の令和12年(2030)度一人1日当たり家庭系食品ロス量は、49.7gとなります。

令和元年(2019)度実績の国の一人1日当たり家庭系食品ロスは、56.7gであり、この値から削減幅を試算すると12.3%削減となります。

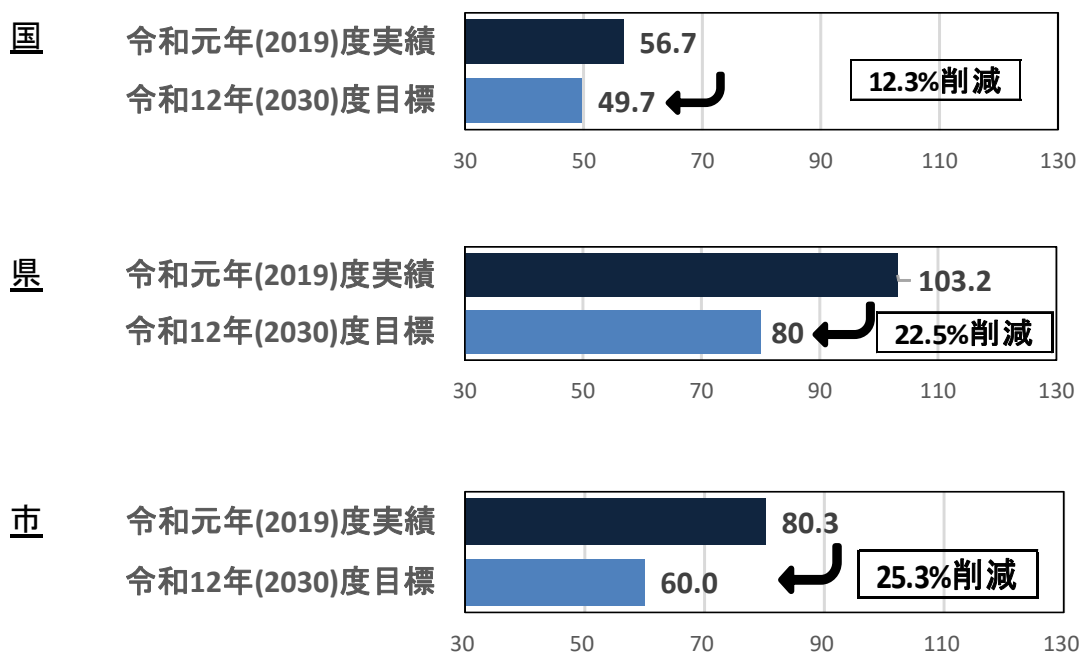
県の令和12年(2030)度一人1日当たりの家庭系食品ロス量の目標は、令和元年度比22.5%減の80gとなっています。

イ 本市の目標

こうした状況を踏まえ、本市では、国・県の削減幅を上回る令和元年(2019)度一人1日当たり家庭系食品ロス80.3gの25.3%減である、令和12年(2030)度までに60.0gを目標値と設定します。

図表40 一人1日当たり家庭系食品ロス量目標値

(単位：g)



目標： 家庭系食品ロス 一人1日当たり60g【令和12年(2030)度まで】

(2) 事業系食品ロス

ア 国および県の目標設定

国の令和12年(2030)度までの事業系食品ロス目標は、平成12年(2000)度の実績である547万t比で半減させる、273万tになっています。

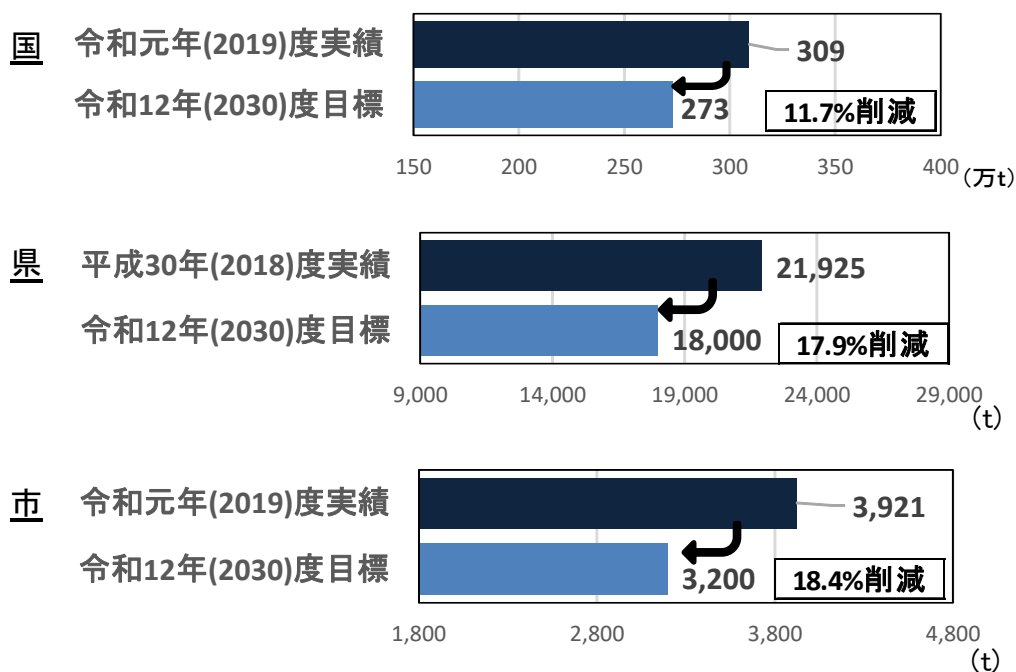
令和元年(2019)度の事業系食品ロス量は309万で、令和12年(2030)度まで令和元年(2019)度比で、11.7%の削減が必要となります。

また、県の事業系食品ロス量の令和12年(2030)度目標値は、1.8万tであり、公表している平成30年(2018)度実績と比較すると削減幅は、17.9%となります。

イ 本市の目標

本市での、事業系食品ロス推計量は、令和元年(2019)度から算出しており、国県の状況を踏まえて、令和12年(2030)度までの目標値は、国県の削減幅を上回る令和元年(2019)度比18.4%減の3,200tとします。

図表41 事業系食品ロス量目標値

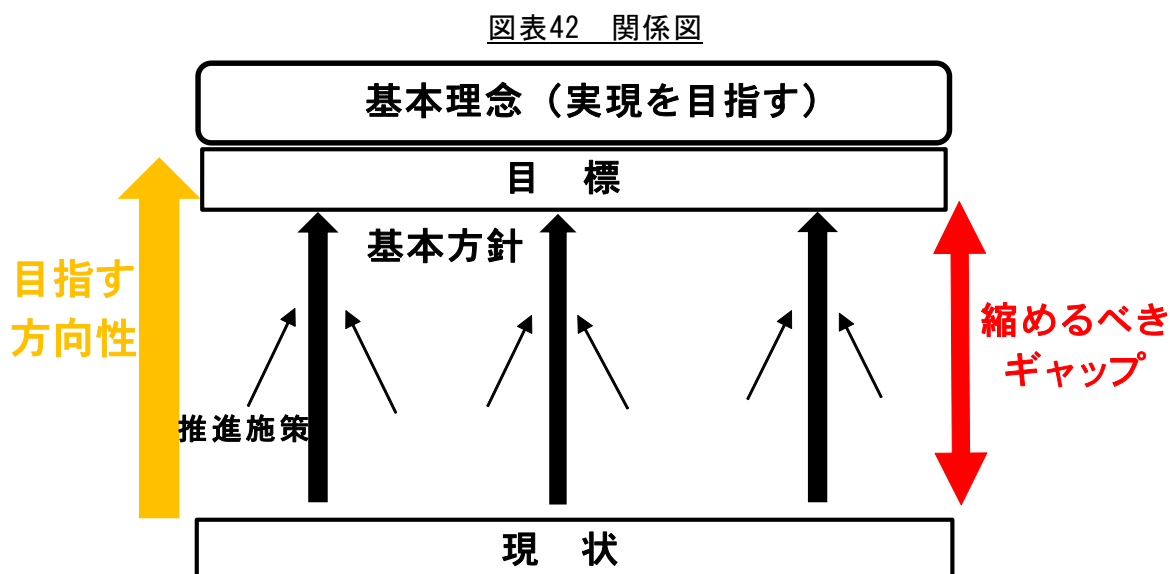


目標： 事業系食品ロス 3,200 t 【令和12年(2030)度まで】

第4章 推進施策

基本方針に基づき実施する施策は次のとおりで、基本理念等との関係は下図のとおりとなります。

期待される役割を実践し、基本理念の実現を目指すため施策の基本方針（図：太黒色矢印）を示し、基本方針に基づき、推進施策（図：細黒色矢印）を実施します。推進施策の実施により、期待される役割と現状のギャップ（図：赤色矢印）を縮め、目標の達成を目指します。



なお、目標達成に向けた管理指標を設定することとし、推進施策の進捗状況とあわせて点検・評価することとします。

1 施策の体系

基本方針1 食品ロス発生抑制のための普及啓発

- ① 食品ロス削減の啓発・情報発信
- ② 食品ロス実態調査による現況把握

基本方針2 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

- ① 食品関連事業者における取組の推進

② 未利用食品等の有効活用

③ 各主体との連携による推進体制の整備

基本方針3 食品廃棄物の資源循環の推進

① 食品廃棄物の堆肥化・バイオガス化による資源循環の推進

2 推進施策

基本方針1 食品ロス発生抑制のための普及啓発

① 食品ロス削減の啓発・情報発信

- ・食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)にあわせたキャンペーン・イベントの開催により啓発事業を実施します。
- ・環境教育の実施や、食品ロスの削減に関する啓発資料を制作し、配布します。
- ・食育推進の観点から、学校教育等において、食品ロスを削減する食生活を推進します。
- ・食材の使い切りや無駄なく使える方法、保存方法等を、講座の実施等(例：食べきりアイデアカフェ)により普及・啓発します。
- ・子育て情報をはじめ、さまざまな媒体とリンクした普及啓発を実施します。
- ・日々食品ロスに意識を持って生活してもらうため、食品ロスダイアリーの取組を推進します。
- ・ごみ減量に積極的な市民(例：大学生)の推進活動において、食品ロス削減の視点を盛り込んだ取組を推進します。
- ・啓発、情報発信にあたっては、SNS等を活用する等幅広く情報が拡散するよう努めます。
- ・発生してしまった食品ロスについては、発生量の減量につながるよう、水切りや生ごみ処理機等の啓発を進めます。

② 食品ロス実態調査による現況把握

- ・家庭ごみ組成調査時に実施する食品ロス実態調査により、本市の家庭から排出される食品ロスの実態を把握し、その内容をわかりやすく啓発資材

に活用します。

- ・食品ロス実態調査の結果等により判明する、市内の食品ロス発生量について積極的に発信します。

基本方針２ 市民・事業者の協働による食品ロス削減の推進

① 食品関連事業者における取組の推進

- ・事業者と行政が連携し、消費者に対して、買ってすぐに食べる食品であれば、販売期限が近いものから購入を促すキャンペーン等により、売れ残り食品の削減を進めます。
- ・「もったいないアクション」協力店の対象店舗の拡大に努めます。
- ・環境省の取組である「mottECO（自己責任の上での持ち帰り）」の周知に努めます。
- ・ごみの多量排出事業者が市に提出する「事業系一般廃棄物減量等計画書」に基づき、食品廃棄物を排出する事業者に対して、食品ロス削減に向け、指導・助言を行います。
- ・事業者の好事例に対して、市が情報発信することで、他の事業者の取組を後押しします。

② 未利用食品等の有効活用

- ・未利用食品等を有効活用するためフードバンク活動の理解を進めるほか、余剰食品を持ち寄るフードドライブの実施に協力します。
- ・災害時用備蓄食品を有効活用します。
- ・未利用農産物等の有効活用にもつなげる加工施設や加工機器の整備を支援するほか、規格外農産物等を用いた商品の開発を進めます。

③ 各主体との連携による推進体制の整備

- ・市内での情報共有により、食品ロス削減に向けた体制を整備します。
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、他の自治体の好事例を把握し、食品ロス削減の取組を推進します。
- ・消費者行政や食育推進と連携した事業の実施に努めます。
- ・市民、事業者、関係団体との連携強化を図り、各主体の連携協力により、取組が促進されるよう推進体制を整備します。

基本方針3 食品廃棄物の資源循環の推進

① 食品廃棄物の堆肥化・バイオガス化による資源循環の推進

・やむをえず家庭から発生する食品廃棄物について、生ごみ堆肥化を進めるため、コンポスターの容器購入費や電気式生ごみ処理機の購入費の補助を実施します。

・事業活動から発生する食品廃棄物について、バイオガス化等により資源として活用できるよう食品関連事業者と循環型産業との連携を推進します。

3 管理指標の現状と将来目標値

管理指標の現状値と将来値は、次のとおりとします。

図表43 管理指標

指標名	現状値 (基準年度)	将来目標値 【令和12年(2020)度】	目指す 方向性
秋田市の食品ロス発生量 (家庭系+事業系)	12,892t 【令和元年(2019)度】	9,297t 【令和12年(2030)度まで】	↓

第5章 計画の進行管理

本計画において、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていきます。

進行管理にあたっては、目標や管理指標に関する進捗管理を行い、状況について毎年度公表します。

また、一般廃棄物処理基本計画の進捗管理にあわせて、学識経験者、事業者、市民公募の委員等で構成される廃棄物減量等推進審議会等からの意見をうかがい、その内容を公表します。

用語解説

過剰除去＝不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚くむきすぎた野菜の皮など）。

3分の1ルール＝賞味期限の1／3までに小売りに納品しなければならない商慣習上の期限。

3010運動＝飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は、自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動のこと。

消費期限＝定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日。

賞味期限＝定められた方法により保存した場合において、期待される全ての保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日。ただし、当該期間を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

食育＝生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を目指すもの。

食品関連事業者＝フードサプライチェーンに関わる4つの業種（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を総称する。

食品廃棄物＝廃棄される食品。食品ロスのほか、魚・肉の骨等の食べられない部分が含まれる。生ごみ。

食品ロス＝食品廃棄物のうち、まだ食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のこと。

食品ロスダイアリー＝食品ロスの状況を記録した日記のこと。家庭から食品ロスを記録の食品ロスの量や種類を記録することにより、可視化させ食品ロスの削減につなげるもの。

手付かず食品＝賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。直接廃棄。

てまえどり＝買い物するとき、買ってすぐ食べるものであれば、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶこと。

フードドライブ＝家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動。

フードバンク＝生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。

ローリングストック法＝日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。

秋田市食品ロス削減推進計画

(令和5年 月策定)

秋田市環境部環境都市推進課

問い合わせ 018-888-5706

ro-evcp@city.akita.lg.jp